

指定管理者の指定について

岐阜県福祉友愛アリーナに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県福祉友愛アリーナ条例（平成三十年岐阜県条例第四十六号）附則第二項の規定により、次のとおり指定するものとする。

平成三十年十二月四日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良二丁目二番一号
一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会
- 二 指定の期間 平成三十一年六月一日から平成三十三年三月三十一日まで